

○北海道警察聴聞員取扱要綱の制定について

令和2年3月30日

道本運管第4244号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
この度、北海道警察に勤務する聴聞員の取扱いについて、新たに別添のとおり、「北海道警察聴聞員取扱要綱」を定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、「聴聞員取扱要綱の制定について」（平29. 1. 12道本運管第2725号）は、同日付で廃止する。

別添

## 北海道警察聴聞員取扱要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、「北海道警察会計年度任用職員取扱要綱の制定について」（令2.3.27道本務第4999号。以下「取扱要綱」という。）に定めるもののほか聴聞員の身分、職務内容、勤務条件等について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 設置

聴聞及び道路交通法第104条第1項の規定で定める意見の聴取等（以下「意見の聴取等」という。）の開催のため、取扱要綱及び会計年度任用職員の取扱要綱運用方針並びに、この要綱の定めるところにより、聴聞員を設置する。

### 第3 用語の定義

この要綱において、「聴聞員」とは、北海道公安委員会等の行う聴聞等及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年北海道公安委員会規則第8号）第2条第1項及び北海道公安委員会の行う許可認可その他の行政処分等の代行規程（平成10年北海道公安委員会規程第2号）第2条第1項に基づき、警察本部長が主宰者として指名する者をいう。

### 第4 身分等

聴聞員は、取扱要綱第2の(1)の事項に規定するパートタイム会計年度任用職員であって、同(4)の事項に規定する特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職とする。

### 第5 職名

職名は、聴聞員（非常勤）とする。

### 第6 聴聞員の要件

聴聞員の要件は、次のとおりとする。

- (1) 警視以上の警察官又はこれに相当する職の警察職員を退職した者
- (2) 意見の聴取等を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者と認められる者
- (3) 心身が健全である者

### 第7 報酬

- 1 聴聞員の報酬は、月額制とする。
- 2 聴聞員の給料月額相当額の上限は、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年道条例第34号）別表第2の行政職給料表に定める職務の級2級38号俸の給料月額とする。

### 第8 勤務場所

聴聞員は、交通部運転免許センター運転免許管理課に配置する。

### 第9 担当業務等

聴聞員は、運転免許管理課長（以下、「管理課長」という。）の命を受け次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 行政処分事案の審査及び処分の量定に関する事務を処理すること。

- (2) 運転免許の取消処分上申書の作成に関すること。
- (3) 公安委員会又は警察本部長（以下「公安委員会等」という。）が行う意見の聴取等を主宰すること。
- (4) 管理課長が職務上必要と認めたこと。

#### 第10 意見の聴取等の結果報告

聴聞員は、公安委員会等が行う意見の聴取等を主宰したときは、その結果を管理課長に報告するものとする。この場合において、管理課長は、必要により、聴聞員に対し公安委員会等への報告を指示するものとする。

#### 第11 勤務時間等

- 1 聴聞員の勤務時間は、1週間当たり30時間までの範囲内で、管理課長が割振り指定するものとする。この場合において、1日の勤務時間は7時間45分を超えてはならない。
- 2 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）には、勤務を割り振らないものとする。

#### 第12 その他

聴聞員が職務上使用する名刺の様式は、別記様式のとおりとする。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第12の事項関係）

北海道警察本部
交通部運転免許センター
運転免許管理課
聴聞員 氏
名

注1 規格は、おおむね縦9.1センチメートル、横5.5センチメートルとし  
字体はかい書とする。

2 名刺左端下位に所属部署の所在地及び電話番号を記載することができる。